

## 見守りプラン利用規約

見守りプラン利用規約（以下「本規約」といいます。）は、コネクティッドサービス利用規約に付随して、コネクティッドサービスの有料オプションサービスとしてマツダ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「マツダマイカーケア（ALSOK）」及び「ドライバーケア」（以下総称して「見守りプラン」といいます。）の利用に関する決まりを定めるものです。

### 第1条（本規約の適用）

コネクティッドサービス利用規約及び本規約は、当社と次条に定める見守りプラン契約者及び見守りプラン申込者との間における見守りプランの利用・申込み等に関わる一切の關係に適用されます。なお、本規約に定めがない事項については、コネクティッドサービス利用規約の各条項が直接適用され、本規約の内容と、コネクティッドサービス利用規約の内容とに矛盾・抵触が生じる場合には、本規約の定めが優先して適用されます。

### 第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、次の各号に定める意味を有するものとします。なお、本規約において特に定義がされていない用語は、コネクティッドサービス利用規約において定義された用語と同じ意味を有するものとし、見守りプランに関し別途当社の定める取扱説明書を含む諸規程（以下、「見守りプラン諸規程」といいます。）が存在する場合、見守りプラン諸規程は、本規約と一体となり、その一部を構成するものとします。ただし、本規約と見守りプラン諸規程の内容が異なる場合には、見守りプラン諸規程が優先するものとします。

(1)「本サービス」とは、見守りプランにおいて提供されるサービスをいい、本サービスは、以下の2つのサービスから構成されます。なお、本サービスのうち、いずれかのサービスのみを選択して契約することはできません。

①マツダマイカーケア（ALSOK）：利用車両のバーグラアラーム作動時に、車載通信機を通じてMyMazdaアプリに通知が届き、また、見守りプラン契約者が当該通知またはその他の方法により利用車両の盗難等を察知した場合に、コネクティッドサービスオペレーターを通じて総合警備保障株式会社（以下「ALSOK」）のガードマンを現場に急行させることができるサービスです。

②ドライバーケア：当社所定の方法であらかじめ設定・登録した見守りプラン契約者またはセカンダリドライバーに対して、MyMazdaアプリを通じて利用車両の指定速度超過、走行禁止時間帯における利用、指定エリアの出入りを通知するサービスです。

(2)「見守りプラン申込者」とは、コネクティッドサービス利用規約に基づきコネクティッ

ドサービス利用契約を締結した者であって、かつ見守りプランの利用を申込みをいいます。

(3)「見守りプラン契約者」とは、本規約に基づき、見守りプランの利用に関し、当社との間で契約が成立した個人または法人をいいます。

(4)「見守りプラン利用契約」とは、見守りプラン規約に基づき、当社及び見守りプラン契約者との間で成立する見守りプランの利用に関する契約をいいます。

(5)「利用車両」とは、見守りプラン契約者が所有・利用等する車両のうち、見守りプラン利用契約に基づき、本サービスを利用できる車両をいいます。

(6)「見守りプラン利用料」とは、見守りプランの提供にかかる対価・料金をいいます。

(7)「MyMazda アプリ」とは、当社が提供する、見守りプランの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。

(8)「MyMazda ID」とは、当社がコネクティッドサービスにおけるユーザーを識別するための符合であり、ユーザーがユーザー向けのサービスの利用登録を行うために自ら登録したメールアドレスをいいます。

(9)「バーグラアラーム」とは、利用車両に搭載される機器であり、利用車両に盗難が発生した場合、または盗難発生の蓋然性を有する事象が発生した場合、音または音及び灯光等により、利用車両の車外へ警報を発する装置をいいます。なお、バーグラアラームは、利用車両の施錠から数十秒経過後に作動を開始します。

### 第3条（本規約の改訂及び周知）

1. 当社は、見守りプラン契約者と合意することなく、本規約を改訂（本規約を補充する諸規程の追加、変更を含みます）することができるものとします。この場合、見守りプラン契約者に対し、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。

2. 前項の周知は、当該効力発生時期の7日前までに、コネクティッドサービスの公式ウェブサイト (<https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/>) に掲載することにより行うものとします。

### 第4条（見守りプラン利用契約）

1. 見守りプラン利用契約は、利用車両1台ごとに、当社及び見守りプラン契約者（個人1名または法人1社）との間で成立するものとします。見守りプラン利用契約に関する一切の手続きは、当社及び見守りプラン契約者の間で行われるものとします。

2. 見守りプラン申込者は、本規約の各条項を承諾のうえ、当社所定の申込方法により、見守りプランを申込みものとします。

3. 前項に基づく見守りプランの申込みは、見守りプランにおいて提供される本サービスの利用ができる車種を所有・利用等した上で、コネクティッドサービスの申込みと同時または

コネクティッドサービス利用契約が成立している場合に限り、行うことができるものとします。なお、見守りプランにおいて提供される本サービスの利用ができる車種は、当社公式ウェブサイト (<https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/>) にて確認できます。

#### 第5条（見守りプラン利用契約の成立）

1. 見守りプラン利用契約は、前条第2項の申込みが当社に到達した後、当社が当該申込みを承諾したときに成立するものとします。
2. 前項の当社による承諾は、見守りプラン申込者が見守りプランにおいて提供される本サービスを利用できるようになったときに当社がこれをなしたものとみなします。

#### 第6条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、以下に定めるとおりとします。

##### 1. マツダマイカーケア（ALSOK）

###### （1）バーグラアラーム通知

当社は、バーグラアラームの作動により、車載機及び車載通信機が警報信号を感知し、コネクティッドサービスオペレーターへ警報信号が送信された場合に、MyMazda アプリを通じて見守りプラン契約者へ車載通信機が警報信号を送信している事実を通知します。当社は、当該通知に応答した者に対して、当該事実及び利用車両に関する情報をお伝えします。

###### （2）利用車両の位置追跡

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ見守りプラン契約者からコネクティッドサービスオペレーターへ利用車両の位置追跡の要請があった場合に、利用車両の位置を確認します。ただし、当社は、お客様の安全のため、利用車両の位置情報を見守りプラン契約者にお伝えしない場合があります。

① 前項のバーグラアラーム通知により、見守りプラン契約者が、利用車両が盗難されたと判断した場合

② ①以外の手段により、見守りプラン契約者が利用車両の盗難を察知した場合

###### （3）ガードマン派遣

当社は、見守りプラン契約者から当社所定の方法により要請を受けた場合は、ALSOKのガードマン（以下「ガードマン」といいます。）を車載通信機から送信されてきた位置情報のおおよその位置に派遣させ、次の業務を行います。

① ガードマンは、当社の指示に基づき派遣した位置付近を巡回し、利用車両の発見に努めます。巡回時間は、ガードマンが巡回のために位置付近に到着してから1時間とします。なお、巡回の範囲は、ガードマンが公道から目視できる範囲とし、第三者の占有・管理に属するため任意に入場できない範囲、ガードマンに危険が生じる可能性がある当社が判断した範囲及びその他巡回が不可能な範囲を除くものとします。

② 見守りプラン契約者は、ガードマンの巡回に際し、当社の要請があった場合、巡回に同

行するなど協力するものとします。ただし、見守りプラン契約者が巡回に同行できない場合は、見守りプラン契約者指定の第三者（以下「立会代行者」といいます。）が代理で同行できるものとします。その際は、見守りプラン契約者と立会代行者間で同行依頼等の必要な調整を行うものとします。

③ 当社は、見守りプラン契約者に対して、①の巡回結果（利用車両を発見できた場合はその旨、巡回時間内で発見できなかった場合はその旨）を電話など当社所定の連絡方法にて通知します。

④ ①による巡回の結果、当社が利用車両を巡回時間内で発見できなかった場合、③により見守りプラン契約者にその旨を連絡した上で、見守りプラン契約者は、1回のみ再度ガードマンの派遣を要請することができます。

## 2. ドライバーケア

見守りプラン契約者が、当社所定の以下の項目について MyMazda アプリで事前に設定を行い、利用車両の挙動が当該設定に合致した場合、MyMazda アプリへ通知を送ります。

### (1) 指定速度超過

利用車両の指定速度を設定し、利用車両が当該設定速度以上で走行した場合に MyMazda アプリに通知が届きます。

### (2) 走行時間帯

利用車両の使用禁止時間帯を設定し、使用禁止時間帯において利用車両が始動した場合、または走行中に使用禁止時間帯となった場合に MyMazda アプリに通知が届きます。

### (3) 指定エリアの出入り

MyMazda アプリの地図上で円を描き、指定エリアを設定します。当該指定エリアに利用車両が進入したとき、または当該エリアを出た場合に MyMazda アプリに通知が届きます。

## 第7条（本サービスの利用）

1. 本サービスは、見守りプラン契約者が利用できます。また、見守りプラン契約者が、見守りプランにおける所定の機能の全部または一部について利用を許諾したセカンダリードライバーも本サービスを利用することができますが、この場合、見守りプラン契約者が本規約において自己が負うのと同等の義務をセカンダリードライバーに対して課すなど、見守りプラン契約者の責任において本サービスを利用させるものとします。

2. 本サービスは、見守りプラン契約者が利用車両を所有・利用等した上で、コネクティッドサービス利用契約が成立している場合に限り利用できます。

3. 本サービスを利用するためには、見守りプラン契約者が、自己の責任と費用負担において、当社所定の情報通信端末に MyMazda アプリをダウンロードし、MyMazda アプリ上にて自己の MyMazda ID でログインする必要があります。

4. 見守りプラン契約者は、MyMazda アプリ及び本サービスの利用にあたって、本規約のほか、コネクティッドサービス利用規約、MyMazda アプリ利用規約及びプライバシーポリシー

一、MyMazda ID 利用規約（以下、あわせて「規約等」といいます。）に同意するとともに、規約等の各条項を遵守するものとします。

5. 見守りプラン契約者は、MyMazda アプリ及び本サービスの利用にあたって必要となる自己の MyMazda ID、及びパスワード（以下、あわせて「ID 等」といいます。）を、自ら責任をもって管理するものとし、その ID 等を使用してなされた一切の行為及びその結果について、その行為を自らしたか否かを問わず一切の責任を負うものとします。

6. 見守りプラン契約者は、本サービスの利用(MyMazda アプリのダウンロードを含みます)にあたって必要となる一切の通信費を負担するものとします。

7. 見守りプラン契約者は、法令または公序良俗に反して本サービスを利用することはできません。

8. 見守りプラン契約者は、本サービスのうちマツダマイカーケア（ALSOK）について、見守りプラン契約者が利用車両を盗難されたと判断した場合に当該サービスを利用するものとし、利用車両の盗難については、見守りプラン契約者の責任において警察に被害届を提出いただくこととします。

## 第8条（免責）

1. 見守りプラン契約者は、自己の責任と費用負担において、本サービスを利用するにあたって必要となる情報通信端末及び MyMazda アプリの準備及び設定を行った上で、見守りプラン利用契約期間中において本サービスを利用することのできる環境を維持するものとし、当社は見守りプラン契約者の利用する情報通信端末及びアプリの準備、設定その他の利用環境について、見守りプラン契約者に対し、一切の責任を負いません。また、本サービスのうちマツダマイカーケア（ALSOK）において見守りプラン契約者又は立会代行者がガードマンの巡回に同行する場合に要する費用は、見守りプラン契約者又は立会代行者の負担とし、当該巡回への同行は、見守りプラン契約者又は立会代行者の責任において実施されるものであり、同行中に生じる事故等について当社並びに ALSOK 及びガードマンは、一切責任を負いません。

2. 本サービスのうちマツダマイカーケア（ALSOK）は、本サービスの利用によって警察、消防、医療機関、その他の緊急事態の対応にあたって連絡を行うことが相当と判断される機関（以下「関係機関」という。）への適時かつ確実な通報を保証するものではなく、見守りプラン契約者が負う法的義務を免除するものではありません。また、当該サービスは見守りプラン契約者又は第三者の生命、身体、財産等の安全を保証するものでもないため、必ず見守りプラン契約者自身の責任において関係機関への通報を行うなど、状況に応じた適切な措置を講ずる必要があります。

3. 本サービスのうちマツダマイカーケア（ALSOK）におけるガードマンの業務は、利用車両の捜索を行うのみであり、発見した利用車両を警備するものではありません。従って、利用車両が発見できない場合、利用車両が毀損した場合等につき、当社及び ALSOK は一

切責任を負いません。

4. 当社は、本サービスの変更・終了（コネクティッドサービス利用規約第 13 条及び第 14 条）または本サービスの提供の一時的な中断（コネクティッドサービス利用規約第 15 条）に基づき、本サービスを変更もしくは終了する場合または本サービスの提供を一時的に中断する場合、見守りプラン契約者に対し、一切の責任を負いません。

5. 当社は、本サービスの内容に関し、その正確性、完全性、有用性、非侵害性その他について、明示的にも、黙示的にも一切保証しておらず、本サービスの利用に関し、本サービス契約者に損害、損失等が発生した場合であっても一切の責任を負いません。万が一、当社が、見守りプラン契約者の被った損害について責任を負う場合、その賠償額は、見守りプラン利用料の既払い額または 1 年分相当額のいずれか少ない方を上限とするものとします（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）。

6. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスのうちマツダマイカーケア（A L S O K）の全部または一部のサービスを提供することができず、見守りプラン契約者は、これを了承するものとします。

(1) 利用車両が、山間部、離島、高速道路上、その他当社及び A L S O K が対応できない地域に存在した場合

(2) 当社所定の方法により見守りプラン契約者への通知、連絡が行えない場合

(3) 車載機及び車載通信機から送信される位置情報の検索が不可能な場合

(4) 利用車両の停車時間が 10 分未満であると当社が判断する場合

(5) マツダマイカーケア（A L S O K）を利用しようとする者が見守りプラン契約者本人であることを確認できない場合

(6) 見守りプラン契約者が同一事象について繰り返しガードマン派遣を要請していると当社が判断する場合

(7) ガードマンが、身体の危機を察知した場合等、やむをえない事由により現場を離脱する場合

7. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、見守りプラン契約者が本サービスの全部または一部を利用できないことにより見守りプラン契約者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。

(1) 見守りプラン契約者の届出内容に誤りのある場合または見守りプラン契約者が変更の届出（コネクティッドサービス利用規約第 11 条）を怠っている場合

(2) エンジン、車載機、車載通信機その他本サービス利用にあたって必要となる機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合

(3) エンジン、車載機、車載通信機その他本サービス利用にあたって必要となる機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合

(4) 本サービス利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、車載通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合

- (5) 本サービス利用車両に取付けたマツダ純正品以外の用品によって、本サービスの一部機能が正しく作動しない場合
- (6) 情報通信端末あるいはアプリの故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合
- (7) MyMazda アプリの不具合、ID 等の失念その他原因にかかわらず正常にログインができず、あるいはログイン状態を維持できない場合
- (8) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不正行為が行われた場合
- (9) 通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限りません）の障害による場合
- (10) 前項に定める事由により本サービスが利用できない場合

#### 第9条（お問い合わせ先）

本規約及び見守りプランに関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

【サポートデスク】

TEL 0120-386-747（平日：9：00～17：00、土日祝：9:00～12:00, 13:00～17:00）

#### 第10条（見守りプラン利用料の支払い）

1. 見守りプラン契約者は、見守りプラン利用契約に基づき、別紙のとおり、当社に対して見守りプラン利用料を支払うものとします。また、見守りプラン契約者は、見守りプランの利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。
2. 見守りプラン契約者は、年払いまたは月払いを選択することができます。
3. 見守りプラン契約者は、次に定める方法により、見守りプラン利用料を支払うものとします。なお、見守りプラン契約者とクレジットカード会社または金融機関等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、当社は、一切の責任を負いません。

#### ■クレジットカードによる支払い

見守りプラン契約者は、当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。

なお、当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合、または、何らかの理由により当該クレジットカードにより支払いが行えない場合、見守りプラン契約者は、当社所定の方法により支払期日において支払いが可能なクレジットカードへカード情報を変更する必要があります。見守りプラン利用料の支払い期日までに当該変更手続きが行われていない場合、当該支払い期日に支払いを行うことができず、見守りプラン利用契約は当該期日をもって自動的に解約されます。

#### 第 11 条（見守りプラン利用契約の解約）

1. 見守りプラン契約者は、見守りプラン利用契約の解約を希望する場合、当社所定の手続きにより当社に届出るものとします。解約の効力は、当社に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。この場合、見守りプラン契約者は、見守りプラン利用料を既に支払った契約期間が満了するまでの間、本サービスを利用することができますが、当社は、既に支払われた見守りプラン利用料の払戻しは一切行いません。
2. 前項に従い見守りプラン契約者が解約を届出た場合において、見守りプラン契約者が当社に対し債務を有する場合、見守りプラン契約者は、直ちにその全額を当社に支払うものとします。
3. 見守りプラン契約者が、コネクティッドサービス利用契約の解約を届出たときは、見守りプラン利用契約の解約も届出たものとみなします。この場合、見守りプラン契約者は、ただちに本サービス及び他の有料オプションサービスを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われた見守りプラン利用料について一切払戻しをしません。
4. 前三項の定めにかかわらず、見守りプラン契約者が当社所定の手続きにより自己の MyMazda ID を削除した場合、当社は、見守りプラン契約者がコネクティッドサービス利用契約、見守りプラン利用契約及びその他見守りプラン契約者が契約中の全ての有料オプションサービスの解約を届出たものとみなします。この場合、見守りプラン契約者は、ただちに見守りプラン及び他の有料オプションサービスを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われた見守りプラン利用料について一切払い戻しをしません。
5. コネクティッドサービス利用契約は、コネクティッドサービス利用規約別紙に定める全てのサービスの無料期間満了後、改めてコネクティッドサービス利用契約を締結しない限り自動的に解約され、これに伴って見守りプラン利用契約も同時に解約されます。この場合、見守りプラン契約者は、ただちに本サービス及び他の有料オプションサービスを含む全てのコネクティッドサービス及びユーザーサイトが利用できなくなり、当社は、既に支払われた見守りプラン利用料について一切払戻しをしません。

#### 第 12 条（個人情報等の取扱い）

当社は、本サービスのうちマツダマイカーケア（ALSOK）を提供する目的において、見守りプラン契約者より取得した以下の個人情報（以下、「個人情報」といいます。）を ALSOK に対して提供します。

見守りプラン契約者の氏名、電話番号等の情報、利用車両に関する情報、位置情報、その他 ALSOK 駆けつけサービスご利用の際に見守りプラン契約者より共有いただいた情報、立会代行者がいる場合には、立会代行者の氏名、立会代行者の電話番号

### 第 13 条（解除事由）

1. 当社は、見守りプラン申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、見守りプランの申込みを承諾しないことがあります。また、申込みの承諾後であっても、見守りプラン契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込みの承諾を取消すことがあります。

- (1) コネクティッドサービスに関連する諸契約の違反等により、過去にコネクティッドサービスに関連する契約を解除されたことがある場合
- (2) 当社が提供する各種サービスの契約違反等により、過去に当社との契約を解除されたことがある場合
- (3) コネクティッドサービスに関連する利用開始の申込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合
- (4) 指定したクレジットカードが無効である場合またはクレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合
- (5) 見守りプラン利用料の支払いを怠っていることが判明した場合
- (6) その他当社が見守りプラン契約者として不適当と判断する場合

2. 当社は、見守りプラン契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、見守りプラン契約者に通知または催告することなく、見守りプラン利用契約を解除できるものとします。この場合、当社は既に支払われた見守りプラン利用料の払戻しは一切行いません。

- (1) コネクティッドサービス利用契約を解除された場合
- (2) 当社により MyMazda アプリあるいは MyMazda ID の利用を停止された場合
- (3) コネクティッドサービスに関連する契約事項につき虚偽の申告をした場合
- (4) コネクティッドサービスまたは関連するサービスを不正に利用した場合
- (5) コネクティッドサービス及び関連するサービスの運営を妨害した場合
- (6) 見守りプラン利用料の支払いを遅滞した場合または拒否した場合
- (7) コネクティッドサービスを 1 年以上利用していない場合
- (8) 本規約に重大な違反があった場合
- (9) 規約等に重大な違反があった場合
- (10) 反社会的勢力の排除条項（コネクティッドサービス利用規約第 25 条）に違反する事実が判明した場合
- (11) その他当社が見守りプラン契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合

3. 前二項に基づき見守りプラン利用契約が解除された場合において、見守りプラン契約者が当社に対し債務を有する場合、見守りプラン契約者は、直ちにその全額を当社に支払うものとします。

### 第 14 条（その他の終了事由）

当社は、MyMazda アプリまたはコネクティッドサービスの提供が終了した場合（終了事由の如何を問いません）には、見守りプラン契約者へ通知することなく、見守りプラン利用契約を解除して、終了することができるものとします。本条による終了の場合、当社は見守りプラン契約者に対し、債務不履行その他一切の責任を負いません。なお、この場合、当社は既に支払われた見守りプラン利用料の払戻しは一切行いません。

#### 第 15 条 （裁判管轄）

見守りプラン契約者と当社との間で紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

2023 年 10 月 5 日改訂

## 【別紙：見守りプラン利用料及び支払方法】

### (1) 見守りプラン利用料（消費税込み）

サービスプラン名称	料金
見守りプラン（注1）	月払い 330 円/月（注2）
	年払い 3,630 円/年（注3）

※当社に支払われた見守りプラン利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。見守りプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、見守りプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であって、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該見守りプラン利用契約の契約期間満了日までは、本サービスをご利用いただけます。

※見守りプラン利用料は 2023 年 10 月 5 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。

（注1）情報通信端末を使用した場合、本サービスの利用にかかる通信料及び通話料は見守りプラン契約者の負担とします。

（注2）月払いにおける契約期間は、見守りプラン利用契約の契約日時を起点として1ヶ月間とします。なお、月払いを選択した場合の見守りプラン利用契約は1ヶ月ごとに自動的に継続されます。また、契約日時が月の途中であっても、見守りプラン利用料の日割り計算は行いません。

（注3）年払いにおける契約期間は、見守りプラン利用契約の契約日時を起点として1年間とします。なお、年払いを選択した場合の見守りプラン利用契約は1年ごとに自動的に継続されます。

### (2) 支払方法

支払方法	支払区分	課金方式
クレジットカード	月払い	自動継続課金
	年払い	

### (3) 消費税

上記（1）（2）に記載する各料金には、消費税が含まれます（内税表記）。なお、消費税率が税法の改定により変動した時は、変動後の税率に各料金が自動改定されるものとします。